

12月3日～9日は

障害者週間です

●障がい福祉課 ☎20・7306

誰もが安心して暮らせる
共生社会の実現を目指して

市では、障がいの有無にかかわらず、誰もが
住み慣れた地域で共に支え合い、安心して暮
らすことのできる共生社会の実現を目指して
います。

平成26年に長崎県で施行された「障害のある
人もない人も共に生きる平和な長崎県づく
り条例」では、障がいがあることを理由に区
別や差別をする不平等待遇を禁止すると
もに、社会に存在するバリアを取り除くため
の対応を必要としている人に、負担が重すぎ
ない範囲で対応する合理的配慮を義務として
います。

「これは障がいを理由にした差別かな？」自
分の行為は差別かも…」など、気になること
はひとりで悩まず、まずはご相談ください。

【相談窓口】

県障書福祉課 ☎095・5・895・2450



不均等
待遇



合理的
配慮



市内の障害者就労支援事業所などで組織する「大村市障がい者施設ネットワーク協議会」では、さまざまなイベントや市役所などで販売会を開催しています。

販売会では障がいのある人が接客をしたりして、コミュニケーションの場にもなっています。各事業所の特色ある素敵な商品を購入できる機会ですので、見かけた際にはぜひお立ち寄りください。

※「オレンジクローバー」は、障害者就労支援事業所が製造する製品や食品の統一ブランドです。



お買い物などを便利に! おもいやり駐車場制度

公共施設などでの駐車場利用に配慮が必要な人へ利用証を交付する「パーキング・パーミット制度」が、10月から「おもいやり駐車場制度」に名称が変更されました。



利用証を車内の見えるところへかけ、お買い物先など利用施設にある車いすマークの駐車場などに駐車する際に使用します。



【対象者】身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、けが人、要介護認定を受けている人
※個別に要件があります。

【申請先】障がい福祉課、こどもセンター（妊産婦のみ）
※申請に必要なものなど、詳しくはお問い合わせください。
※旧利用証をお持ちの人は、引き続きそのまま使用できます。

配慮を必要としている人のための ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している人や、内部障害・発達障害の人など、外見からは分からなくても援助が必要な人がたくさんいます。ヘルプマークやヘルプカードを見かけたら、ご配慮をお願いします。

- 電車やバスで席を譲りましょう
疲れやすかったり、つり革につかまり続けることが困難な人がいます。
- 駅や商業施設などでの有事の際に声をかけましょう
交通機関の事故など、突発的な出来事に対するの臨機応変な対応や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な人がいます。
- 災害時は安全に避難するための支援をお願いします
視覚障害者や聴覚障害者、肢体不自由などにより自力での迅速な避難が困難な人がいます。

【対象者】周囲からの援助や配慮が必要な人（障害者手帳の有無は問いません）

【申請先】障がい福祉課、福祉総務課、こどもセンター

